

# 平成21年度 財政援助団体 監査結果

お問い合わせ  
佐渡市監査委員事務局  
☎63-3112

佐渡市監査委員は、市が補助金を交付している団体（財政援助団体）のうち、次の2団体について、財政援助に関する出納事務等が適正、効率的に行われているかどうかを監査しました。その結果の概要についてお知らせします。

平成22年3月2日  
佐渡市監査委員 清水 一次  
佐渡市監査委員 金子 克己

## 1 監査の対象

平成20年度に市が交付した補助金に関する出納その他の事務

## 2 監査の結果

補助金交付に係る事務については、おおむね適正に処理されていると認められたが一部検討、改善を要する事例が見受けられた。

(1) (福) 佐渡市社会福祉協議会  
ア 法人運営費に係る人件費について

は、介護保険事業や受託事業などの他事業間との人件費あんの積算根拠が明確に示されていない。積算根拠を明確に定め、交付申請されるよう検討されたい。

イ 地域福祉活動事業については、合併以前の地区社協が行っていた事業をそのまま継続して行っているものが多いが、行政が実施している福祉事業と一部重複する事業が見受けられるので関係部署と十分協議のうえ、対象事業の見直しも含め検討されたい。

ウ 行政からの委託を受け、多くの福祉事業を担っていることについては敬意を表するところである。

なお、介護保険事業等の収益的事業部門の拡大と地域福祉事業との兼ね合いを十分検討されるとともに、社会福祉協議会と行政との役割分担を明確にし、効率的な法人運営に努め、地域福祉活動の推進に努力されることを望むものである。

## (2) (社) 佐渡シルバー人材センター

ア 事務所（支所を含む）は、行政財産の目的外使用許可を得て、市の施設内に設置され、すべての事務所が佐渡市行政財産目的外使用条例第3条に規定する使用料は減免、同第4条の光熱水費等の維持経費相当分のみを納付することになっている。しかしながら、平成20年度においては、本所事務局が入居している「総合福祉センターしゃくなげ」の使用許可

の手続きはなされていなかった。条例に基づき適正に事務処理されたい。

イ 補助金交付申請の事務処理において、起案文書による決裁がなされていない。また、一部収入伝票等に決裁印漏れが見受けられた。適正に事務処理されたい。

ウ 定款に規定する支所事務所の位置について、一部現状と一致しないものがある。また、定款では評議員会を置くとなっていないが、評議員が選任されていない。定款に基づき適正な運営に努められたい。

監査対象補助金

団体名	補助金の名称	補助金額
社会福祉法人 佐渡市社会 福祉協議会	①社会福祉協議会運営費助成金	180,900,000円
	②地域福祉活動助成金	4,688,000円
	③ボランティアセンター 運営事業補助金	1,000,000円
	④すば一く両津運営事業補助金	1,186,850円
社団法人 佐渡シルバー 人材センター	①佐渡シルバー人材センター 運営事業補助金	17,789,000円

## 平成21年分 確定申告 振替納付日 のお知らせ

お問い合わせ  
佐渡税務署 管理運営・徴収部門  
☎74-3276  
(自動音声案内「2」を選択)

平成21年分申告所得税、個人事業者の消費税および地方消費税の振替日は次のとおりです。

◆振替日  
申告所得税 4月22日(木)  
消費税および地方消費税 4月27日(火)

2〜3日前には、預貯金口座の残高をお確かめください。  
預貯金不足などの理由により、預貯金口座から引き落としできないと、法定納期限の翌日（所得税は3月16日、消費税および地方消費税は4月1日）から納付の日までの延滞税がかかりますので、ご注意ください。

また、今回の平成21年分確定申告書の提出が遅れた方は、直接金融機関の窓口での納税が必要となりますので、ご注意ください（期限後の申告および修正申告については、振替納税はできません）。